要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の見込額の合算額

ハ　前号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額の合算額

ホ　前号ワに掲げる割合

ヘ　特定納付費用見込額から前号ヌ及び同号ルに掲げる額、二に掲げる額並びに次号ニに掲げる額の合算額を控除した額

チ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額から前号ヲ及びホに掲げる額の合算額を控除した額

期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、これに一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の見込額の合算額

ハ　前号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額及び算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ロに規定する額の見込額の合算額

ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額

ヘ　前号ワに掲げる割合

ト　特定納付費用見込額から前号ヌ及び同号ルに掲げる額、二に掲げる額並びに次号ニに掲げる額の合算額を控除した額

チ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額から前号ヲ及びホに掲げる額の合算額を控除した額

除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額

ロ　算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額

ハ　算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

み替えられた算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額

ロ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額

ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

四　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合算額を控除した額

ロ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額

ハ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合